

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和5年2月21日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男
議員 寺門 勲 議員 原田 陽子
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 寺門 厚
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 遠藤 実 議員 福田耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次 長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 総務部長 渡邊 荘一
保健福祉部長 平野 敦史 こども課長 萩野谷 真
こども課長補佐 水野 厚子 消防長 鈴木 将浩
東消防署長 元木 利光 東消防署副署長 森田 伸一

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
…委員長報告のとおりとする
- (2) 119番映像通報システム導入促進事業の試験運用参加について
…執行部より説明あり
- (3) 保育施設入所に関する文書の内容誤りについて
…執行部より説明あり
- (4) 議席の指定及び議席の変更について
…議席の決定
- (5) 各常任委員会の委員の選任について
…常任委員の決定
- (6) その他
・令和5年度議会費予算について

・2023年トルコ・シリア地震義援金について

…トルコ大使館に義援金を贈ることに決定

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時10分）

事務局長 それでは、全員協議会のほうに移らせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対応としまして、3密をできるだけ避けるために机の間隔を空けております。また、換気のため、廊下側のドアを開放して行います。

それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めて、おはようございます。

定例会前の全員協議会にご参集いただきまして、誠にご苦労さまです。

ただいま新しい2名の議員が加わりまして、新たな3月定例会が始まるのかなと思えます。これからもみんな力を合わせて那珂市をよくしようという思いでやっていきたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局より事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、市長が出席をしておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、このたびの市議会議員補欠選挙におきまして、遠藤実議員並びに寺門勲議員のお二人が市民の皆様から多くの支持を得てご当選されましたこと、誠におめでとうございます。那珂市発展のため、お力を発揮されますよう、ご期待を申し上げます。

また、私におきましても、このたびの市長選において無投票により再選となりました。市長としての重責を担い、改めて身の引き締まる思いをいたしております。引き続き、住みよきプラス活力あふれる町の実現に向け、全力を挙げて各種施策を推進してまいりますので、議員の皆様におかれましては今後ともお力添えを賜りますようよろしくお願い

を申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、119番映像通報システム導入促進事業の試験運用参加についてや保育施設入所に関する文書の内容誤りにつきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告を願ひます。

古川議員 まず、先ほどの議会運営委員会で若干時間をオーバーしてしまいましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、議会運営委員会の開催及び結果につきてご報告をいたします。

先ほど議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和5年第1回定例会について審議をいたしました。

本日の議会運営委員会、全員協議会共通の資料をご覧ください。

提出予定議案は、一覧をご覧のとおり、報告が1件、条例改正や新年度予算などの議案が21件であります。

いずれも第1回定例会中に上程し、議案21件につきては資料3ページの委員会付託表(案)のとおり各常任委員会に付託し、審議することに決定をいたしました。

全員協議会の協議・報告案件は、2ページに記載のとおり、本日の全員協議会案件が2件であります。

請願・陳情につきては、今回陳情が1件提出されました。申合せ内規に基づき、取扱いについては資料4ページの請願・陳情文書表(案)のとおり決定をいたしました。5ページ以降に写しを添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

一般質問は、10名の議員から通告がございました。通告内容及び予定時間につきては、資料の10ページから通告順に記載をしてございます。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、別紙一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第1回定例会においては一般質問の日程を2日間とし、3月2日、花島議員から寺門厚議員までの5名、3月3日は遠藤議員から木野議員までの5名で実施することを決定いたしました。

議案質疑・討論の通告につきては、会期日程案をご覧の上、通告される場合は遺漏のないようお願いをいたします。また、15ページのとおり、今回の一般質問の通告内容につきては、一般質問重複事項のとおり重複している内容がございます。該当する方は、申合せ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。

16ページの会期日程案をご覧ください。

今定例会の会期日程は、新型コロナウイルス感染症の影響により日程どおりの進行が難しい場合に備え、今定例会の会期を別紙のとおり2月28日から3月24日までの25日間と

し、3月16日までに予定どおり全ての審議が議了した場合には議会で議決し、同日に閉会することと決定をいたしました。

次に、那珂市議会議員補欠選挙による議席の変更及び常任委員会委員の選任並びに任期満了となる茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙についてですが、この件につきましてはこの後事務局から説明がございました。

次に、令和5年4月1日に新個人情報保護法が施行されますが、この法律で議会は含まれないとなっていることから、新たに那珂市議会の個人情報の保護に関する条例及び施行規則規程を制定することになりました。この経緯につきましてもこの後事務局より説明がございましたが、修正等の要望がございましたら3月3日までに事務局までお申し出いただきますようお願いをいたします。

最後に、議員勉強会の開催方法についてですが、常任委員会が全議員を対象とした勉強会を開催する場合には議会運営委員会が主催となって行うことといたしました。この件につきましても詳細はこの後事務局から説明がございました。

以上、ご報告をいたします。よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、事務局より補足説明があります。

次長補佐 それでは、今発信をしました。

まず、新個人情報保護条例施行に伴う那珂市議会の個人情報保護条例等の制定についてをご説明したいと思います。

資料に基づき説明していきたいと思ひます。

まず、現状でござひますが、団体ごとの個人情報保護条例が約2,000個今ござひまして、保護水準を満たしていない団体があると。また、ほとんどの自治体が地方公共団体の個人情報保護条例において議会も実施機関として規定をしておりまして、国と同じ規律を適用しているものでござひます。

新個人情報保護法とは、今まで個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を1本の法律に統一し、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定しまして、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものでござひます。令和5年4月1日施行予定となっております。

続きまして、下の個人情報保護制度ということではござひますけれども、こちら開示請求は個人情報の開示請求、請求者は個人情報の本人や法定代理人、開示内容は請求者本人の個人情報の部分が開示となります。

次の、下にてござひます新個人情報保護法第2条第11項の第2号のところにおきまして、地方公共団体の公共機関、括弧して議会を除くということ規定がされております。

次のページをご覧ください。

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律

の対象となっていないことから、整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されたものでございます。ただし、新個人情報保護法の保護の一部については適用するものもございますので、ここがちょっと両方引っかかってくるような形になってくるかと思えます。

次の条例策定の基本的な考えでございますが、新個人情報保護法との整合性を勘案しまして、新個人情報保護法第5章、行政機関等の義務等の各条の規定に対応するよう作成しております。議会の個人情報の対象としまして、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定しております。各議員が保有する個人情報は想定しておりません。これは、議員の取得した情報を保有個人情報として含めると議員活動に対する過度な広範な規制に当たるため、議会事務局が関わらず議員が職務上作成または取得した個人情報は除外されるというものでございます。議会が保有する個人情報は何かと申しますと、傍聴人の受付簿、氏名などが入ったアンケート、退職議員などを含む議員の経歴などの情報、議会事務局職員の人事異動に関する情報などがこちらに該当してまいります。

条例制定までの流れでございますが、市の例規審査会のほうで条例案の規定のほう審議をしていただいております。令和5年3月、今定例会で条例を制定することになっております。罰則等については、既に所管の水戸地方検察庁、そちらとも協議をしております、そちらの了承も得ております。こちらを那珂市議会としては令和5年3月の定例会で発議予定ということでございます。

情報としましては、今ちょっと資料出します。

今通知を発信しましたけれども、条例のほうを委員会発議ということで上程したいと思っておりますので、こちらのほうよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、別件で施行規程がございませうけれども、こちらに関しましては、先週全国市議会議長会から教示等の修正案がちょっとまた来ておりましたので、そちら今修正したものをファイルとしては載せてあるんですけども、今後ちょっと例規審査委員会のほうとかのチェックが入りますので、若干修正があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

個人情報保護条例に関しては以上になります。

続きまして、議員勉強会の開催の流れでございます。

今送りました議員勉強会開催までの流れというものをご覧ください。

初めに、今回議会運営委員会でこの内容を確認することとなった経緯でございますが、委員会から全議員を対象とした勉強会を開催したいということで、その旨を議会運営委員会の委員長に報告しましたところ、内容が全議員を対象としていいものなのかということになったことから、委員会が行う全議員対象の勉強会について議会運営委員会の中で整理しようということとなり、審議が行われてきたものでございます。

まず、一番左側の矢印になりますが、議会運営委員会が開催する全議員向けの勉強会に

関しては議会運営委員会が主催となっております。

次に、一番右側の矢印になりますが、各常任委員会が企画し開催する勉強会で委員会以外の議員にも自由に参加を呼びかけるものについては、今までどおりとなります。

次に、真ん中の矢印の部分になりますが、この部分が今回議会運営委員会で審議した部分になります。常任委員会から全議員を対象とした勉強会を開催したいと申出があった場合には、これまで常任委員会の委員長や事務局を通して議会運営委員会の委員長に報告して開催してきております。今までに例はありませんが、内容について全議員を対象とすべきか疑問があった場合にどう判断するかということについて協議をいたしました。この議員勉強会については、以前設置されておりました議会改革特別委員会の所管を議会運営委員会が引き継いだ際に、全議員を対象とした議員勉強会についても議会運営委員会が主催となって行っている経緯がございます。このような点も踏まえ、議会運営委員会のほうで審議をした結果、各常任委員会から全議員を対象とした勉強会を開催したい場合には、常任委員会委員長が議会運営委員会に報告し、議会運営委員会で内容を協議し、了解が得られれば議会運営委員会主催の勉強会で行い、運営は担当の常任委員会が行うこととなります。もし議会運営委員会の委員から検討が必要ではとの意見が出た場合には、右上の白抜きの矢印になりますが、委員会に開催方法など再検討を依頼し、自由参加に切り替えるとか内容を変更するなどの協議をお願いすることとし、回答をもらった上で再度議会運営委員会で審議し判断することといたします。

これまでの運用を特に変えるというものではございません。この図のように整理をいたしましたので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

議長 議会運営委員会の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

花島議員 何か、私新米議員なのか何かよく分からないんですけども、要するに勉強会っていうのは義務なんですか、参加は。そこが分からないんです。私は義務だと認識してなかったんですね。義務だったんですか。

次長 今まで全議員の方対象に行ってきた勉強会に関しましては、議会運営委員会がそもそもの内容から検討して実施に至るものと、例えばほかの常任委員会のほうから、こういう方呼んでこういう勉強会をしたいので全員の議員勉強会としてやりたいというようなお話があったときに全員の議員勉強会という形で開催してきております。それに関しては、会議規則に定める協議の場ということで、正式な会議と位置づけておりますので、全員が出席することが基本という形でやってきております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。どうぞよろしく
お願いいたします。

ここで私より報告がございます。

去る1月24日開催の全員協議会において、複合型交流拠点施設「道の駅」整備検討調査業務の進捗状況についてを協議中に、笹島議員から執行部に対して恫喝とも取られかねない発言があった件についてであります。1月31日に本人に対し発言の意図などについて聞き取りを行ったところ、本人も発言したことを認めております。笹島議員に対しましては、市民から選ばれた議員の言葉の重みを自覚し、議員としての品位を損なうことのないよう、公正で誠実な責任ある言動に努めるよう嚴重注意をいたしました。

これについて、笹島議員、何かございますか。

笹島議員 今議長何か恫喝と言ったか。恫喝じゃないでしょう、不適切な発言でしょう。それ
訂正してください。

議長 不適切を超えるぐらいの、ハラスメント的な言葉だったと思いますよ。

笹島議員 ハラスメント、不適切な発言、恫喝、これA、B、Cからいって恫喝が非常にひど
いことですね。相手に、威嚇して威圧感を与えた。それからハラスメント、それから不
適切な発言。不適切な発言というのは一番軽いんですよ。要するにミステイクね、間違
って私が、そのときにエキサイトして発言が出てしまった。一部ね。ですから、恫喝と
いうのは消してください。失礼です、それ。恫喝はしておりません。

議長 この前の話合いでかなり認めたわけですから。

笹島議員 認めたとか認めない、今言っていた恫喝という言葉自体が不適切だということです。
私に対して失礼な話です。恫喝したって。

議長 例えば、言われたほうにとってはもっとひどい言葉だったんですよ。それをよく考えて
くださいよ。

笹島議員 そのことに対して、不適切な発言だと思って私は反省しております。

ちょっと待ってください。もう一つ議長に言いたいですけれども、あのときなぜ注意
しなかったのか。そうすればこんなに、あれから1か月もたっているわけでしょう。そ
れで何でぶり返した話じゃなく。あのとき、議長の仕事の役目というのは不適切な発言
が出たなと思ったらそこで注意して止めなきゃいけないんです。それを怠ったと思うん
ですけれども、どう思われますか、それは。

議長 これについて、私いろいろお話ししますから。それでよろしいですか。

笹島議員 はい。

議長 私も、議会の進行に関して、不適切な発言があった場合にはしっかりと対応できるよう、
これからも努めてまいりたいと思っております。議員各位におかれましても、自らの言
動に十分に注意をしていただき、議会の品位をおとしめることのないよう、私も含めて
ですが、自覚をしっかりと持たれるようお願いしたいと思います。

この件については終了といたします。

暫時休憩いたします。入替えをお願いします。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時33分）

議長 再開いたします。

続きまして、119番映像通報システム導入の促進事業の試験運用参加について、執行部より説明願います。

東消防署長 消防本部東消防署長の元木です。ほか2名の職員が出席しております。よろしくをお願いします。

それでは、全員協議会資料、119番映像通報システム導入促進事業の試験運用参加についてをご覧ください。

119番映像通報システム導入促進事業試験運用参加について、ご説明いたします。

119番映像通報システム導入事業は、茨城県消防安全課が主体となり、令和3年10月1日から茨城消防救急無線指令センター運営協議会協力の下、茨城消防指令センター管轄区域において119番映像通報システムの試験運用を開始しております。令和5年度におきましては那珂市消防本部が試験運用に参加することとなりましたので、119番映像通報システムの概要についてご報告いたします。

1、119番映像通報システム（ライブ119）について。

ライブ119は、119番通報者のスマートフォンに専用のURLを送信し、そのURLを通報者が開くことにより撮影が開始されます。さらに、その撮影された映像が消防隊や救急隊に配信されるというシステムでございます。これまでは119番通報時において電話音声のみで判断していた情報を映像で把握することが可能となり、通報段階でより正確な状況把握が可能となります。よって、効果的な部隊運用、消防活動、救急活動における口頭指導につながることができ、最終的には災害による被害を最小限にとどめながら市民サービスの向上を図ることが期待されてございます。

2、事業経過でございます。

令和3年度から令和4年度におきまして、茨城消防指令センター及び5広域消防本部による試験運用が実施されております。令和5年度におきまして、ライブ119設置消防本部を変更し、試験運用を継続し、令和6年度におけるライブ119正式導入に向け、その効果を検証することになりました。なお、検証会議につきましては随時開催する予定でございます。

資料2ページをご覧ください。

当消防本部における試験運用期間については、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。この試験運用に関しての設置に係る費用及び維持管理費用については県が負担いたします。

今後のスケジュールについては、令和5年3月1日、ライブ119回線工事が実施されます。同年3月13日、操作講習会及びライブ119端末工事が実施され、同年4月1日より試験運用が開始されます。

同ページ、資料中段には試験運用参加消防本部を記載しております。

資料3ページをご覧ください。

参考資料として、119番映像通報システムの図解資料を添付いたしました。

説明、報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございませんか。

花島議員 何かちゃんと使えれば有効かなと思うんですけども、那珂市関連においてはこの受信できる映像というんですか、それ等はどこで見ることになるんですか。消防署の指令室みたいなやつがあって、そこで見るとはでしょうか。

東消防署長 お答えします。

そのとおりでございます。情報管理室で見ることが可能になります。

花島議員 もう一つ。

消防署、2か所ありますよね。それぞれに1つずつ入るとはでしょうか。

東消防署長 東消防署の情報管理室1か所のみになります。

花島議員 そうすると、消防署は2か所あるけれども、全体の指令は東消防署のところだけで今やっているんですか。それとも、それぞれやっているけれども、今回の試験運用については東消防署だけということなんでしょうか。

東消防署長 そのとおりでございます。

花島議員 そのとおりというのは。

東消防署長 指令に関しましては、東消防署の情報管理室で指令しております。

花島議員 分かりました。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えをお願いします。ご苦労さまでした。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時41分）

議長 再開いたします。

続きまして、保育施設入所に関する文書の内容の誤りについて、執行部より説明願います。

保健福祉部長 保健福祉部長の平野です。

このたび、担当部署の不注意により本来入所を保留とすべき保護者の方へ入所を承諾す

る書類を送るという誤りを起こしました。保護者の皆様、市議会の皆様、市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。今後は同様なことを繰り返さぬよう作業手順を再確認し、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、担当から本件について説明をいたします。

こども課長　こども課長の萩野谷です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、保育施設の入所に関する文書の内容誤りについてをご覧ください。

説明いたします。

こども課において、令和5年4月からの保育施設の入所に関する文書について、入所保留とすべき保護者へ保育所入所承諾書通知等を誤って送付する事故が発生したので報告します。

文書送付日、令和5年1月25日です。送付件数は、3家庭、4人分です。

判明までの概要になります。誤送付を認識した日時は、発送日の5日後、1月30日、午前9時頃です。

状況になります。保育施設の利用は、保育の必要度が高い順に受け入れることが求められており、市が利用希望者と各保育施設との利用調整を行い、入所施設を割り振っております。令和5年4月入所に当たっては、昨年12月27日に各保育施設13施設へ受入れを依頼する人数の可否についてメールを送信し、今年1月6日、受入れ人数について各保育施設から回答を受けました。1月25日、保護者へ保育所入所承諾通知書等を郵送し、2日後の1月27日に各施設へ保育所入所者の一覧をメールにて送信、1月30日に今回対象となった保育施設1園より受入れ可能とした人数と入所決定人数に相違がある旨連絡があり、誤った文書を発送したことが判明しました。

対応です。1月30日に誤送付した保護者へ架電し、誤りの事実を伝え謝罪をしました。2家庭についてはお詫びに伺い、本来決定した承諾通知書を渡しました。1家庭については、現時点で4月から入園する保育施設が決定いたしました。

原因です。1月6日に保育施設から令和5年4月に受け入れできる人数をメール回答いただくが、その確認を怠り、さらに作業手順を誤り、各保育施設へ保育所入所者の一覧を送付する前に保護者へ書類を発送していました。

再発防止になります。1月初旬に保育施設側から4月入所決定者の受入れ可能の回答をもらう際に、受け入れできない人数の場合は併せて電話報告をもらう仕組みとします。さらに、回答内容の確認も2名体制で行うようにします。本来の手順を再確認し、決定者の一覧を各保育施設へEメールで送付し、受入れの確認を得た後に上司へ必ず報告し、保護者へ郵送するものといたします。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

花島議員 聞きたいことなのですが、この文書、今のご説明によると、ある保育園に関して受入れ可能な人数を間違ってしまったということかと思うんですが、その人数というのは去年と変わったんでしょうか、それとも同じだったんでしょうか。

こども課長 昨年の10月の終わりの時点では6名の入所人数が受入れ可能という報告をいただいております。それが、年が変わりまして、その半分、3名ということで減ってしまったということの連絡が1月6日にごございました。そのメールを私どものほうで確認を怠っていたということでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほかに。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

こども課長 追加の報告が1点ございますので、よろしいですか。

追加報告がございます。

1月24日の全員協議会で報告しました学校法人さいせい学園が運営するさいせい幼稚園における特定教育・保育施設に係る行政処分についてでございますが、1月13日付文書において不正に受給した施設型給付費に加算金を上乗せした上で返還するよう求めておりましたが、令和5年2月10日に不正請求額に加算額を追加した、合計263万6,438円が一括返還されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長 これについて、ございますか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。ご苦労様でした。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時48分）

再開（午前10時49分）

議長 再開いたします。

続きまして、議席の指定及び議席の変更についてを議題といたします。

この件について、事務局より説明をさせます。

次長 それでは、ご説明いたします。

このたび補欠議員の選挙によりまして2名の方が新たに那珂市議会のほうに入られたということで、議席の指定と変更についてご説明させていただきます。

まず、議席の変更についてですが、議席番号について、申合せ内規では議席は議長の議席を4番とし、その他の議席は在職年数による各期ごとの話し合いにより決定し、議長がこれを指定するとなっております。このたび、遠藤議員、寺門勲議員が当選され、新しく入る形になりますが、遠藤議員が7期で福田議員と同じ期数となります。寺門勲議員が1期で、原田議員と同じ期数になります。先日2月10日に新任議員の方の説明会を行いまして、その際にそれぞれ期数が同じ方がいるんですけども、在任期間から考えまして、遠藤議員が17番、寺門勲議員が1番ということで議席のほうのお二人の了解が済んでおります。また、この件に関しまして、福田議員、原田議員にもお話をいたしまして、既に了解を得ております。それに伴いまして、議席のほうは、福田議員が18番に、原田議員が2番に、それぞれ変更になり、そのほかの議員の皆様に関しましては議席の変更はございません。

議席の指定と議席の一部変更につきまして、本日この全員協議会でご了解いただいたのちに、2月28日、定例会初日の本会議で議決を行う予定としております。準備の都合上、ただいまタブレットのほうにも表示されておりますけれども、28日の本会議初日には変更後の新しい議席に着席いただくようにご了解をよろしくお願いいたします。全員協議会の座席につきましても、本日お二人には一番後ろのところに座っていただいておりますけれども、次回から議席番号順に並べ替えを行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 事務局より説明が終わりました。

この件については、事務局の説明どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、議席につきましては、そのように決定いたします。

続きまして、各常任委員会等の委員の選任についてを議題といたします。

欠員の状況については、総務生活常任委員会については1名、教育厚生常任委員会については1名が欠員となっております。この件について、事務局より報告願います。

次長 常任委員会委員の選任につきましてでございますが、こちらも2月10日の説明会の際にお二人で話し合いをしていただきまして、寺門勲議員が総務生活常任委員会、遠藤議員が教育厚生常任委員会に所属することで決まっております。こちらも定例会初日に選任の議決を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 なお、議席の指定及び各委員会の選任については、令和5年第1回定例会初日の本会議において行います。本会議場での議席については、ただいま決定した議席にあらかじめ着席していただきたいと思っております。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長補佐 私のほうから、初日に7番として茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙という項目がございます。こちらについてご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

資料のとおり、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についての通知が来ております。任期は2年間ですが、このたび任期満了に伴いまして新たに選出する必要がございます。これまでの慣例では教育厚生常任委員会の委員長を選出しておりますので、寺門厚議員に引き続きお願いするということになるかと思っております。

18ページをご覧ください。

選挙を行う期間が、那珂市は3月18日までとなりまして、もし新型コロナウイルス感染症の影響で議事日程が遅れると最終日の決定では間に合わない可能性があるため、本会議初日に指名推選により選出していただくことで考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

次長 続けて、私のほうから2点ほどご説明がございます。

まず1点目が、令和5年度の議会費予算についてでございます。

今資料のほうを出しますので、お待ちください。

3月の定例会の前に、議会費の予算について、あらかじめご説明をさせていただきます。議会費のほうは2億407万9,000円の予算となっております。前年比628万円の増という形でございます。事業としては、議会のほうで4つの事業、5年度に関しましては特に新規事業等は予定されておりませんので、通常の実業4つということになります。

まず、1番上の議員人件費、こちらのほうが歳出予算額が1億4,195万5,000円。こちらに関しましては、議員数が18名に戻ることにによりまして増額となっております。続いて、議会運営費1,307万5,000円。こちらは、議会の事務費、議会運営に関しての諸経費となっております。こちらは増えるものと減るものとあるんですけども、相対的にこちらの金額になっております。続いて、議員研修事業307万9,000円。こちらは、視察ですとか議員勉強会等の研修の費用となりまして、前年度と同じ額でございます。続いて、議会広報事業136万9,000円。こちらは、議会だよりの印刷が主な事業となりまして、議会だよりのほうは今まで1万5,800部印刷しておりましたけれども、世帯数の減少等によりまして、令和5年度より1万5,300部の印刷を予定しております。それと、小中学生向けの「ぎかいのおはなし」という冊子につきまして、今年度中に新しいものを作成しますが、令和5年度は、1年おきの印刷となっておりますので、そちらの費用がないということになります。

それと、次のページに債務負担行為のほうを載せております。

議会の事業の中で議会の会議録の作成業務、それから議会だよりの印刷製本業務、こち

らにつきましては債務負担行為という形を取っておりまして、令和5年度に設定をいたしまして、令和6年度の事業がスムーズに行えるように5年度中に契約を行うものでございます。

予算については以上となります。

最後ですけれども、トルコ・シリア大地震の件につきまして、ご説明いたします。

2月6日にトルコとシリアの国境付近で発生いたしました大地震では、多くの建物が崩壊し、多数の死傷者が出るなど甚大な被害が報告されております。このたび、議長、副議長にご相談させていただき、議会として義援金を贈るべきか全員協議会で皆様にお諮りしたいということで議題とさせていただきます。ちなみに、那珂市の職員のほうで今募金の取りまとめを、社会福祉課で募金の箱を回して、職員のほうで取りまとめをしているんですけれども、そちらは集まりましたら社会福祉課のほうから日本赤十字社のほうに送金する予定ということでございます。議会のほうといたしましては、昨年のロシアのウクライナ侵攻に当たりまして、お一人5,000円ずつのお金を集めてウクライナ大使館のほうに送金した例がございます。この件につきまして、ご検討をお願いいたします。

以上です。

議長 事務局から今説明がありましたけれども、トルコ・シリア地震に対する救援金といえますか、それを皆さんにちょっとお諮りしたいと思うんですが、ご意見を伺いたいと思います。

花島議員 大使館に送ったらいいと思います。有志で自由な金額で集めて、送るときは議員有志という形で個人名は出さずに送るのでいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長 今花島議員からそういう意見が出ましたけれども、そのほかのご意見は。

武藤議員 事務局のほうからの説明なんですけれども、副案とか何かあったらご教示いただきたいんですけども。

次長 今回の件で、トルコとシリアに被害のほうがまたがっておりますので、トルコ大使館のほうに送ることはできると思うんですが、ちょっとこちらで確認はしておりませんが、そちらをどのようにするかというのはちょっと、シリアのほうにはちょっとなかなか難しいのかなと思うんですが。

花島議員 シリアと国交なかったですか。ありますよね。そしたら、今例えば死者数が統計出ていますね。アバウトですけれども、その割合でそれぞれに送ったらいいかと思います。

次長 2つに分けるといえることでしょうか。

花島議員 そうですね。だけれども集めるのは一緒に、単純な基準、つまりある時点の死者数で。結局、でも分けるときは、赤十字に送ったって結局どこかで分けますよね。赤十字にというと、結局日本の赤十字を介したというだけだけれども、大使館というと、我々政治の世界のつながりの中で援助といったらいいのか、支援ということで、そのほうが

分かりやすいかなと思って、赤十字じゃなくて大使館に送ったらいいと私は考えました。
笹島議員 ちょっと今の世界情勢からお知らせですけれども、シリアというのは今反政府のクルド人と、イスラム原理主義ですよ。この方は、アサド大統領がそこには戦っているわけですから、幾らシリア政府に送っても届きませんので、できれば赤十字一本でやれば赤十字のほうで全部任せてくれると思うんで、私はそれやったほうがいいと思う。

あと、今言っていた、やはりロシアのウクライナ侵攻と同じように5,000円くらい、今言った赤十字に一律ってここで決めたほうが楽だと思うんですけれども、どうでしょうか、それで。

議長 今笹島議員からちょっとご意見がありましたけれども、これについて、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

花島議員 一律5,000円というのは、私は賛成できないです。基準を5,000円ぐらいにしましょうというなら分かるけれども、それぞれ気持ちが別だから。任意ですよ、これは、あくまで。だから、できれば5,000円ぐらいということならいいんですが、5,000円と決めることには賛成できません。

それから、政治情勢がどうあれ、これはまた別な部分があると思っています。赤十字に送ったからといって届くとは、ある割合でどこかで消えるというのが普通の話で、それが悪いとは言っていない。悪いとは言っていないけれども、この場合は、そういうことを考えたときに、なるべく直接的なものがいいと思っています。それで、もしシリアで人々のところに届かないというのであれば、それはもうシリアはやめにしてトルコだけにするという手もありますね。その辺は議長なり事務局なりで、今すぐにはどうだというのは分からないでしょうから、調べた上、判断していただいてもいいと私は思います。

議長 このお二人以外にご意見ありましたらば。ございませんか。

寺門厚議員 私も、やはり我々の思いが直接届けられる、届くという方法を考えると、やはり大使館に送るべきだなというふうに思います。最終的に日本赤十字から分配というふうになるんでしょうけれども、やはりそれは日本赤十字という名称の下ですから、直接大使館へということ。シリアについては、届きそうもなければ日本赤十字に預けるなりしてもいいかと思うんですが。あとは、募金の額ですけれども、これは、先ほど花島議員からも出たように、5,000円で固定ではなく、目安ということでもいいんじゃないでしょうか。あまり固定しなくてもということです。

議長 そのほかにございませんか。

勝村議員 大体金額は5,000円程度ということで、一律それにしなくちゃいけないということもないと思うんで。報道を見ると、シリア、今内戦していて、シリア政府に送ったとしても、今回の地震の地域は反政府の人たち、逆に避難している地域だし、確実なことじゃなくてそういう報道によれば。ということは、シリア政府に送ったって被災者にはいかないんじゃないか。そういうことからいったら、直接トルコ政府、または分けて

いただけるのであれば日本赤十字というような考え方でいいんじゃないかな。

議長 そうですね、やはり、例えばトルコとシリアのことが、2か国ありますよね。そうなる
と、やはり大使館に送るというのはちょっといろいろあるのかなと私は思うんですけれど
も、日本赤十字に送って、それでお任せするという形のほうがいいのかなと思うんで
すが、どうでしょうか。

原田議員 今ちらっとこちらで見させてもらって、ほかの自治体なんかトルコはトルコ大使館、
また幾つか、赤十字も入っていたりとかするので、私も何かトルコ大使館で、シリアに
は届かないということであればそういう、赤十字とかそういうを通して支援をできれ
ばと思います。

花島議員 事情をよくは知らないんですけれども、要するに、赤十字に通したらシリアの被災
者に届くんですか。そこが分からないんです。

次長 日本赤十字社のホームページのほうを確認したんですけれども、トルコ・シリア地震の
救援金のサイトのところに書いてあるのは、ご寄附いただいた救援金は国際赤十字赤新
月社連盟の緊急救援アピール等に対する資金援助、トルコ赤新月社並びにシリア赤新月
社による救援活動、復興支援、日本赤十字社による救援、復興支援等に使われますと書
いてあるんですが、どちらにも行くのではないかと思います。この分面からすると。

花島議員 それだけでは行くという確証は全くないですね。まず、赤新月社というのは、イス
ラム系の方は赤十字というのは拒否なんですよ。十字軍って散々ひどい目に遭っていま
すから。だからみんな赤新月社と言っているんですが。実際にはやっている仕事、名前
は別に、やっている仕事は赤十字と同じ仕事だと私は認識しています。そういう点では
広まりがあるわけだけでも、でも実際にシリアの情勢の中でそういう国のそういう機
関がやっているからといって届くとは限らないと思います。それは政府だってあまり変
わらないと思います。だから、もしそれが本当に気になるんだったらトルコだけに送る
かなど。要するに、赤十字社という、最初に言いましたけれども、議会なり議員の有志
としてやるという感覚であれば、より当該の困っている国にどこから来たというのが分
かる、日本の赤十字社から来たんじゃないなくて、那珂市という地方の自治体がそういうふ
うに気を配ってくれたということが見えるようにしたほうがいいと思って私の提案です。
もしそうでないんだったら、私は個人的に、例えば国境なき医師団とか、そういうとこ
ろを考えます。実際に私結構毎年そこにはいろんなことで寄附しているんですけれど、
何も赤十字通す必要なんか全くないと私は思っています。

議長 花島議員が一番意見を出してもらっているわけですが、相対的に、もう少し誰か
考え方を示してもらえればなと思うんですが。

君嶋議員 今朝の茨城新聞に県内の市議会議会で多分義援金贈ったところがありますから、そ
こを見てみたらいいんじゃないですか。内容等、ちょっと私も朝だったんで詳しく見て
いないんですけれども、今朝載っていたなと思ったのは確認したんで、見てください。

議長 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時12分）

再開（午前11時22分）

議長 再開いたします。

事務局よりもう一度説明願います。

次長 ただいまトルコ・シリア地震の支援金の送付先ということで調べてみましたところ、日本赤十字社、それから国連難民高等弁務官事務所、日本ユニセフ協会、それと国連世界食糧計画と駐日トルコ大使館が出てきました。駐日のシリア大使館というのは出てこないの、ちょっと送り先としてはできないのかなと思います。赤十字じゃないとすれば、国連難民高等弁務官か駐日トルコ大使館あたりになるかと思うんですけれども、ご協議をお願いします。

議長 今事務局より説明がありましたけれども、この中でどこに寄附したほうがいいかということですが、それについてご意見いただきたいと思います。

笹島議員 今お聞きしまして、やはり賢明なのはトルコ大使館に送ると。あと、できれば、事務局の手間もありますんで、5,000円均一ということでよろしいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

花島議員 金額は、基本は5,000円で、あとは各自の自由ということで。

議長 今笹島議員と花島議員から出ましたけれども、送り先はトルコ大使館、それで金額については5,000円程度で個人にお任せするということがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長 それに決定いたします。

次長 では、現金のほうを直接集めさせていただくこととなりますので、今日もしくは本会議の初日にいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古川議員 すみません、議長、先ほどの議会運営委員会で出た、お願いをしたはずなんですが、いかがですか。先ほどの笹島議員の件で、それはそれで終わりでもいいんですが、その件に関連して、いわゆるハラスメントに関してはこういうこともまずいよというような意見が委員から出たと思うんですが、それも含めてご報告をしてくださいというふうに先ほどお願いをしたんですが、いかがですか。よろしくをお願いします。

議長 今古川議員から出ましたけれども、やはり、先ほども大体、大まかなあれで私が話しちやっただかもしれないけれども、やはり議会の進行に関してということでお話ししたんですけれども、不適切な発言があった場合はしっかり対応できるよう私自身が努めていきたいということですので、やはり、例えば職員に対してハラスメント、また議員間も同じですけれども、そういうことはやはりできるだけ避けていただいて、品位とか保ちながらの議会にしていきたいと、こう思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「具体的な例が抜けている」と呼ぶ者あり)

議長 先ほど議会運営委員会のほうで出たんですが、例えばテーブルをたたくとか、いろんなこともひとつのハラスメントに当たるんじゃないかなという話が出ましたので、これからそういうことも含めてやはり注意していきたいと、こういうことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

花島議員 そのことに関してですけれども、もう大分前になっていつだったか覚えていないんですが、何か学習したことありましたよね、全議員義務で点数つけて。問題がちょっと、正解が間違ったりしたことがあったんですが、新人議員もいるかもしれないから、もう一回確認するというのはどうですか。基本的な社会、この議会の考え方とはまた別にして、基本的にこういうことはハラスメントと取られますよという内容があれにあったと思うんで、同じ会社にしろとまで言いませんけれども、何か冊子とか学習とか用意していただいたらいいかなと思うんですけれども。

議長 これについて、事務局よりもう一度説明願います。

次長 一応、以前議員の皆さんにeラーニングということで議会のコンプライアンスということでパソコン上で学習していただいて、それプラス小さな冊子をお配りしてあったんですけれども、それと同じものを今回新しく入られたお二人の方にもお配りはしております。

議長 花島議員、冊子、薄いやつ、このくらいのやつなんですけれども、配られているはずですので、それをもう一度読んでいただいて、皆さんがやはり自覚を持ってということでもよろしく願いしたいと思います。

花島議員 それはそれで、はいそうですかという話なんですけど、どこか行っちゃっているんですよ、正直言って。だから、まさにこの中にあればいいかなと思うんですが。私はあまりうるさく言うつもりは全くなくて、僕も結構乱暴なことがあるので、仲間からお前は注意しろと言われていたんですが、今まで譴責されたことはないんですけれども。それなりに気をつけているんですが、具体、さっき古川議員が具体的な例を知らしめておいたほうがいいんじゃないかというのはまさにそうだと思うので、やはりもう一回確認のために。各自やるんでもいいんですけれども、インターネットで検索すればどこかからも出てくるので、お互いに気をつけましょうというぐらいしか、もし既に冊子を配ってあるはずだということであれば、そういうことでいいと思います。

議長 これでよろしいでしょうか。

今日は長い間、大変ご苦労さまでした。

閉会(午前11時29分)

令和5年5月29日

那珂市議会議長 萩谷 俊行